# 道路法等の一部を改正する法律

### (道路法の一部改正)

第一条 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) の一部を次のように改正する。

目 次中 「第四節 の <u>-</u> を 「第五節」 に、 「第五節」を 「第六節」 に、 「第六節」 を 「第七節」 に、

「第

六節の二」 を 「第八節」 に、 「第七節 利便施設協定 (第四十八条の二十--第四十八条の二十二) を

第九節 歩行者利便増進道路 (第四十八条の二十―第四十八条の二十九)

第十 <del>.</del> 節 特定車両停留施設 (第四十八条の三十--第四十八条の三十六)

に、「第八節」を「第

第十一 節 利 便施 **心設協定** (第四十八条の三十七 - 第四十八条の三十九)

第十二節 自 動 車 駐 車場 等運営事 業 (第四十八条の 匹 + 第四 十八条の 兀 十五)

十三節」に、 「第四十八条の二十三―第四十八条の二十八」を 「第四十八条の四十六―第四十八条の五

 $\overline{+}$ 

一」に改める。

第二条第二項第一号中「さく」を「柵」に、 「駒止」を「駒止め」に改め、 同項中第八号を第十号とし

第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、 同号の次に次の一号を加える。

八 目的として、 特定車 一両停留的 専ら道路運送法 施設 (旅客の乗降又は貨物 (昭 和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自 の積卸しによる道路における交通 の混雑を緩和することを 動 車 運 送事業

若 しくは 一般乗用旅客自 動車 運 送事 業又は貨物自動 車 運送事業法 ( 平成 元年 法律第八十三号)による

般貨物· 自 動 車 ·運送事 業 の用 に供する自 動 車 その 他  $\mathcal{O}$ 国土交通省令で定める車 両 (以 下 「特定車 両

という。)を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が

設けるものをいう。以下同じ。)

第二条第二項中第五号を第六号とし、 第四号の次に次の一号を加える。

五. 自 動 運 行 補 助 施設 (電子的方法、 磁気的方法その他 人の 知覚によつて認識することができない方法

に より道 路運送 車 両 法 (昭和二十六年法律 第百八十五号) 第四十一 条第一項第二十号に掲 げ る自 動 運

行装置を備えている自 動車の自 動 的 な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。 以

下同じ。)で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

第二条第三項中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。

第十七条第七項中 「前項」を「前二項」に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第六項の次に次の一項を

加える。

7 国 土交通大臣は、 災害が発生した場合において、 都道府県又は市 町村から要請があり、 かつ、 当該都

道 府 県又は 市町 対におり ける道路 の維持又は災害復旧 に関する工事 の実施 体制そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域  $\bigcirc$ 実情 を勘 案

て、 当 該 都道府県又は 市町村 が管理する次の各号に掲げる道路につい て当該各号に定め る管理 ( 高 度

0 技術を要するもの又は 高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。

を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一

項、 前二条及び第一項か ら第三項までの規定にかかわらず、 その事務の遂行に支障のない範囲内で、こ

れを行うことができる。

指定区 間外の  $\mathcal{O}$ 国道、 都道 府 県道又 は市 町 村道 維持 (道路の啓開 のために行うものに限る。)

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

第二十四条中「若しくは第六項」を「、 第六項若しくは第七項」に改める。

第二十四条の二第一項中「。第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含

「第四十八条の七第一項」の下に「、 第四十八条の三十五第一項」 を加える。

第二十七条第三項中 「又は」を 「若しくは」に改め、 「場合」 の 下 に 「又は同 条第七 項の規定により指

定区間: 外の 玉 道 都道. 府県道若しくは 市 町村道 0 )維持若. しくは都道府県道若しくは市 町 村道 の災害復旧に

関する工事を行う場合」を加える。

第三十二条第一 項第三号中 軌 道 の下に、、 自動運行補助施設」 を加え、 同項第七号中「を除く外」

を「のほか」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第三十三条第二項中「次に掲げる工作物」の下に「、 物件」を加え、 同項中第三号を第四号とし、

号の次に次の一号を加える。

三 前 条第 一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、 物件又は施設のうち、 歩行者の 利便

 $\mathcal{O}$ 増 進 に 資するものとして政令で定めるもの ( 以 下 「 歩 行者利便増 進 施設等」という。)で、 第四十

八条の二十第一項に規定する歩行者利便増 進道路 (第四十八条の二十一の技術的基準に適合するもの

に 限る。 第四十八条の二十三第一項、 第三項及び第五 項、 第四十八条の二十 -四第一 項並 び に第四十八

条 の二十七第二項第二号において同じ。) の区域のうち、 道路管理者が歩行者利便 増進 施 設 等  $\mathcal{O}$ 適 正

か つ計画 的な設置を誘導するために指定した区域 (以下 「利便増進誘導区域」 とい . う。 内 に設けら

れ るも  $\mathcal{O}$ (道 路 の機能 又は道路交通 環境の 維持及び 向上を図るため 0) 清掃1 その 他 <u>, 一</u> 措 置 で あつて当該

歩 行 者 利 便 増 進 施 設 等  $\mathcal{O}$ 設置 に 伴い 必要となるも  $\overline{\mathcal{O}}$ が併せて講じら ħ るも  $\mathcal{O}$ に 限る。

第三十三条第二項に次の一号を加える。

五. 前 条 第 項 第 三号に 掲 げる 自 動 運 行 補 助 施設で、 自 動 車  $\mathcal{O}$ 自 動 運転 に係る 技術の活 用 に . よる地 域 に

お け る持 続可 能な公共交通網  $\mathcal{O}$ 形成又は物資  $\mathcal{O}$ 流 通 0) 確 保、 自 動 車 技術の発達その 他安全 か つ円滑 な

道 路 の交通の 確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令

で定める者が設けるもの

第三十三条に次の四項を加える。

3 道 路管 理 者 には 利 便 増 進 誘導 区 域 を指定しようとするときは、 あらかじめ、 当該 8利便增3 進 誘導区域を

管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道 路管理 一者は、 利便増進誘導区域を指定しようとするときは、 あら かじめ、 その旨を公示しなければ

ならない。

5 前二項の規定は、 利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項 0 規定による許可 同 項第三号に係るものに限る。) に係る前条第二項及び第八十七条第 項

 $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用に ついては、 前条第二項中 申 請書を」とあるの は 申 請 書に、 次条第二 |項第三号の 措 置

を記 載 ĺ た 書 面 を添付して、」と、 第八 十七条第 項 中 一円 滑 な交通を 確保する る」とあ る  $\mathcal{O}$ は 一円 滑 な

交通 を 確 保 Ļ 又 は 道 路  $\mathcal{O}$ 機能 岩しく 、は道路・ 交通 環境  $\mathcal{O}$ 維持 及 び 向 上を図る」とする。

第四 十五条 の次に 次の一 条を加える。

(自動 運 行 補 助 施 設 0 性 能 の基準等)

第四十五条の二 道 路  $\mathcal{O}$ 附 属 物である自 1動運行 補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に 関 必要

な 事 項 は、 国土交通省令で定める。

2 施 設 道 路管 性 理 能 者 は 該 道 路 動 運  $\mathcal{O}$ 附 行 補 属物 助 施 で あ 設 を設置 る自動 運 た道 行 補 路路 助 施  $\mathcal{O}$ 場 設 派所その を設置し 他 た場合にお 必要な事項を、 1 7 は、 国土交通省令で定める 当該. 自 動 運 行 補 助

L

 $\mathcal{O}$ 

当

自

ところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、 同様とする。

第三章第八節中第四十八条の二十八を第四十八条の五十一とする。

第四十八条の二十七中「第四十八条の二十四各号」を「第四十八条の四十七各号」に改め、 同条を第四

十八条の五十とし、第四十八条の二十六を第四十八条の四十九とし、第四十八条の二十三から第四十八条

の二十五までを二十三条ずつ繰り下げる。

第三章第八節を同章第十三節とする。

第三章第七節中第四十八条の二十二を第四十八条の三十九とし、 第四十八条の二十一を第四十八条の三

十八とする。

第四十八条の二十第一項中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の三十九」に改め、同条を第四十八

条の三十七とする。

第三章第七節を同章第十一節とし、 同節 の次に次の一節を加える。

第十二節 自動車駐車場等運営事業

(自動車駐車場等運営事業に関する料金の徴収の特例)

第四 う。 料 等をいう。 運 成 営権 金 + 人 以 年法 とい 条 下 自 O同 1 う。 1律第百ľ 以下こ 動 兀 干 軍 駐 を当 の項に に係 道路: 車 + · 場 -七号。 該 管 等運営事 る 理者は、 公共 お 運営等を行う者 以下 いて同じ。) 施 設 業 「民間資金法」 定す 等 民間 自 運 資 営 動 であつて、 が 金等 権 車 自 駐 民 5 車  $\mathcal{O}$ という。 は 間 O· 場 等 活用による公共施設等 収入として収受するも 資 第二十 当 金法  $\mathcal{O}$ 該 運 営等 第二条第 自 第十 動 車 (民間資金法第二条第六項に規定する運 九条第 駐 七 車 項 場 K 等  $\dot{O}$ 整備 規定す 項の 項  $\overline{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 利 及び び 用 規 等 第四 る公 これ 定に に係る料 0 促 共 進に に より自 施 附 関 設 帯 金 等 動 す する法律 ( 以 下 る 車 運 事 営 駐 業 権 車 利 を 場 を 平 用 営 쑄

う。 項  $\mathcal{O}$ 規定 に 当 に 該 か 自 か わ 動 いらず、 車 駐 車 当該 場 **%等運** 自 営 動 事 車 業に係る利 駐 車 場 等 運営権を有する者 用料金を自らの収入として収受させるものとする。 ( 以 下 自 動 車 駐 車 場 等運営権者」

前 第二十 項  $\mathcal{O}$ 利 匹 用 料金につい 条の二第二項及び第三項 て、 第四 十八条の三十  $\mathcal{O}$ 規定は 道路 五 1第二項  $\mathcal{O}$ 附 反 属 び 物 第三 である自 項  $\mathcal{O}$ 規 動 定 車 は 駐 特 車 場 定 災は、 車 両 停 自 留 転 施 車 設 駐 に 車 -場に係 係 る 前 る 項

2

う。

を

う。

以

下

同

r.

を

設

る場

合に

匝

条

の 二

第

及

+

八

条

の三十

五.

第

 $\mathcal{O}$ 利 用 料 金 に つ *\*\ て、 それ だれ 準 用する。 ک  $\mathcal{O}$ 場合に お 1 て、 第二十 兀 条の二第三 項 (第四 + 八条 の 三

十 五

第三項

に

お

1

て準

用する場合を含む。

中

「道路

管

1理者」

とあ

る

(T)

は、

第

匹

+

八

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

十第

項

8

に規定する自動車駐車場等運営権者」と読み替えるものとする。

(民間資金法の特例)

第四十八条の四十一 道 路管理者が民間資金法第五条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業 (特定

車 両 ]停留施 設に係る るものに限る。 )に係る実施方針を定める場合における民間資 金法第十七 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 

適 用 に つ V > ては、 同 条第二号中 「内容」とあ る 0 は、 内 容 (災害時 に おける緊急輸送  $\mathcal{O}$ 確 保その 他

交

通の機能の維持に関し必要な措置を含む。)」とする。

2 道路管理 理 者が 民 【間資 金法第二十二条第 項 0 規定によ り 自 動 車 駐 車 場等運営事業に係る公共施設 等 運

営権実施契約を締結する場合における同 項の 規定の適用については、 同 項第一 号中 「方法」 とあ Ś  $\mathcal{O}$ は

「方法 (災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能 の維持に関 し必要な措置を含む。 と、 同

項第三号中 「公共施設等の利用 に係る約款を定める場合には、 その決定手続及び公表方法」 とあるのは

供 用 約 款 の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。

(利用料金の変更命令及び公示)

第四 十八条の 兀 十二 自 動 車 駐車場等運営権を設定した道路管理者 ( 以 下 「特定道路管理者」という。

は、 自 動 車 駐車場等運営権者から民間資金法第二十三条第二項の規定により届 け出られた利用 料金が第

四十八条の四十第二項にお いて準用する第二十四条の二第二項又は第四十八条 の三十五第二項 の規定に

違 反すると認めるときは、 自動車駐車場等運営権者に対し、 期限を定めて、 その利用料金を変更すべき

ことを命ずることができる。

2 特定道 路管理 者 は 自 動 車 . 駐 車場等運営権 者 か ら民間資 金法第二十三条第二項  $\bigcirc$ 規定による届出を受

けたときは 前項に規 定す る場合を除 き、 当 該 届 出 の内 容を条例 (国道にあ つては、 国 土交通省令) で

定める方法により公示しなければならない。

(国土交通大臣への通知)

第四十八条の四十三 指定区間外の国道の道路管理者は、 次に掲げる場合には、 遅滞なく、 その旨を国土

交通大臣に通知するものとする。

民間資 金法第八条第 項の規定により自動 車 駐車場等運営事業を実施する民間事業者を選定したと

き。

自 動 車 駐車場等運営事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしたとき。

 $\equiv$ 民間 資 金法第二十 九条第一 項の規定により自動車 駐車場等運営権を取り 消 又はそ の行使  $\mathcal{O}$ 停 止

を命じたとき。

兀 公共 施 設等運営権 の存続期間 の満了に伴 又は民間資金法第二十九条第四項の規定により自 動 車

駐車場等運営権が消滅したとき。

馬正ち等道官本大洋派してと言

自 動 車 駐 車 · 場 等 運 営営 権 を設定 L た場 合 に お け る読替え)

第 匹 + 八  $\mathcal{O}$ 兀 + 兀 特 定道 路管 理 者 が 民 間 資 金 法 第 + 九 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 により 自 動 車 駐 車 場 等 運 営

設 定 L た 場 合に お け る 第二十 匝 条 の 三 一及び第 匝 干 八 条 の三十 六  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 7 て は これ 5  $\mathcal{O}$ 規 定

中 事 項」 とあ る 0 は 事 項 (同 項に 規定する る利用料 金に関する事項を除く。)」と、 第二十 兀 条 の 三

中 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定により駐 車 料 金を徴収 する」とあり、 及び第四 十八条の三十六中 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 

規 定により ·停留料· 金を徴収する」 とあ るのは 「第四十 ・八条の 四十第一 項  $\mathcal{O}$ 規定により 利 用 料 金を収受さ

せる」と、 第二十 兀 条の三の見出 し中 「駐車 料 金等」 とある  $\mathcal{O}$ は 駐 車することができる時 間

同 · 条 中 「駐 車 料 金 駐 車 する」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 駐 車する」 と、 第四 十八条の三十六の 見 出 し中 停 留 料 金

等 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「停留することができる時 間等」 と 同 . 条 中 「 停 留 料 金、 停留する」 とあ る 0 は 「停留

権

を

する」とする。

(自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の四十五 自 動 車駐車場等運営権者がその運営する自動車駐 車場等について行う国土交通省令

動 車 駐 車 場等運営権者と特定道 路管理者との 協議が成立することをもつて、 これらの規 定に よる承認

ての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の

適

用に

ついては

又は 許 可 が あ つたも 0 とみなす。

自

で定める行為につい

第四 十八 条 の 十 九 第 項 中 「又は災害復旧 に 関する工事」 を削 り、 次の 各号に掲げる道 路 に うい

該各号に定める管理」 を 「指定区間外の 国道、 都道府県道又は市町村道で次の各号のい ずれ かに該当する

t O0 維持 (道路の啓開 のために行うものに限る。)」に、 「及び」を 「並びに」に改め、 「第三項まで

0 下に 「及び第七項」 を加え、 同項各号を次のように改める。

#### 重要物 流道路

に著

L

*(* )

支障が生じた場合におけ

る貨物積

載車

両 0 運 行  $\mathcal{O}$ 

確保

を図

るために当該

重要物

流

道

路

に

代 わ

重要物 流道路 と交通上密接な関連を有する道路であつて、 当該災害により当該重要物 流 道 路 の交通

. て 当

つて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者 の同意を得てあらかじめ指定したも

 $\mathcal{O}$ 

第四十八条の十九第二項中 「又は災害復旧に関する工事」 を削 る。

第三 一章第六章 節の二を同章第八節とし、 同 節 の次に次の二節を加える。

第 九 飾 歩行 者 利 便 増 進 道 路

歩 行者 利 便 増 進 道 路  $\mathcal{O}$ 指 定

第四十八条 が 二 十 道 路 管 理 者 は 道 路  $\mathcal{O}$ 構 造、 車 両 及 び 歩 行 者  $\mathcal{O}$ 通 行 並 びに 沿 道  $\mathcal{O}$ 土 地 利 用  $\mathcal{O}$ 状 況 並 び

にこれらの将来  $\mathcal{O}$ 見通 し その 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を勘案して、 歩行 者の安全か つ円滑な 通 行 及び 利 便  $\mathcal{O}$ 増 進 を 义 n

快適な生 活環境 の確保及び地域 の活力の創造に資するため、 その管理する道路 (高速 自 動 車 玉 道 及び

自 動 (車専) 甪 道路を除 < 以下この 条にお *(* ) て同じ。) のうち、 歩行者  $\mathcal{O}$ 滞留  $\mathcal{O}$ 用に 供する部 分を確 保

1 て、 区間 を定めて、 歩行 者利便增進 道路として指定することができる。

理者 (市町村である道路管理者を除く。) は、 前項の 規定による指定をしようとするときは

2

道路管

及び歩行

者利便

増進

施

設等

 $\mathcal{O}$ 適

正

か

0

計

画的

な設置を

を

誘導することが特に必

要と認められるものに

あらかじめ、 当該道路の存する市 町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを変更し、

又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 指定市 以外の市町村は、 第一項の規定による指定をしようとするときは、 当該市町村の区域内に存す

る都道 府県 が管理する道路であつて、 当該指定をしようとする道路と歩行者の安全か つ円滑 な通行及び

区間を定めて、

歩行

者利便增進道

路として併

せて指定することができる。

利

便

の増

進

を図る上で密接な関連を有するものについて、

4 指定市 以外の 市 町 村 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による指定をしようとするときは、 あらかじめ、 当該指定に係る

道 路を管理する都道府県に協議 Ļ その同意を得なければならない。 これを変更し、又は廃止しようと

するときも、同様とする。

5 道路管理者は、 第一項又は第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない

これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術

的 基準は、 これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全か つ円滑な通行及び利便の増進 が 図ら

れるように定められなければならない。

(歩行者利便増進道路の管理の特例)

第四十八条の二十二 第四 十八条の二十第三項 の規定により都道府県が管理する道路を歩行者利便増 進道

路として指定した指 定 市 以外  $\mathcal{O}$ 市 町 村 は、 当該 5歩行者3 利 便 増 進 道 路  $\mathcal{O}$ 改 築、 維 持若 しく は 修 繕 又は 当 該

歩 行 者利 便 増 進 道 路 に 附 属 す る道 路  $\mathcal{O}$ 附 属 物  $\mathcal{O}$ 新 設若 L くは改築 のうち、 歩行 者 0) 滞留  $\mathcal{O}$ 用 12 供 す る 部

分を確認 保す るた め  $\mathcal{O}$ 歩 道  $\mathcal{O}$ 拡 幅 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 歩 行 者  $\mathcal{O}$ 利 便  $\mathcal{O}$ 増 進に 資するものとし て政令で定め る Ł ( 第

十七 条第 項から第四 項 までの 規定により指定市 指定· 市 以外 の市 文は 町 村 が行うこととされているも

のを除く。 以下この条において 「歩行者利便増進改築等」という。) を都道府県に代わつて行うことが

適当であると認められる場合にお いては、 第十二条ただし書、 第十三条第一項、 第十五 条並 びに第八十

五. 条第一 項及び第二項 の規定に か かわらず、 都道府県に協議 Ļ その同意を得て、 これを行うことがで

きる。

2

指定市 以外の 市町村は、 前項 の規定により歩行者利便増進改築等を行おうとするとき、 及び当該歩行

者利便增進 改築等 の全部又は一部を完了したときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公

示しなければならない。

3 指定 市 以外の市 町村は、 第一項の規定により歩行者利便増進改築等を行う場合においては、 政令で定

めるところにより、 当 該 道路 の道 路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第 項の場合に お けるこの法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 の適 用 に 0 V て  $\mathcal{O}$ 必要な技術的 読替えは、 政令で定める。

(公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針)

第四十八条の二十三 道路管理者 は、 利 便 増 進 誘導区 域 に お いて第三十二条第 項又は 第三項  $\mathcal{O}$ 規定によ

る許可 の申 請を行うことができる者を公募により決定することが、 道路占用者の公平な選定を図るとと

もに、 歩行者利便増進道路の歩行者の 利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利 便増

進 施 設等 (以下「公募対象歩行者利便 |増進施設等」という。) について、 道路 の占用及び公募の実施に

関する指 針 (以下「公募占用指 針 という。) を定めることができる。

2 公募占用 公募対 象步 指針 分行者利! に は、 便 次に掲げ (増進施) 設等 る事  $\dot{O}$ 項を定めなければならない。 種 類

- 当該公募対象歩行者利便増進施設等のため の道路 の占用  $\mathcal{O}$ 場 所
- $\equiv$ 当該公募対象歩行者利便増進施設等のため の道路 の占用  $\mathcal{O}$ 開 始 0 時 期
- 兀 道路 の機能又は道路交通環境 の維持及び向上を図るため の清掃その 他の措置であつて当該公募対象

歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの

- 五 第四十八条の二十六第一項の規定による認定の有効期間
- 六 占用予 定者 (公募対象歩行 者 利 便 増 進 施 設等に係 る第三十二条第 項又は 第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による許 口

 $\mathcal{O}$ 申 請を行うことができる者をいう。 以 下 同じ。 を選定するため  $\mathcal{O}$ 評 価  $\mathcal{O}$ 基 淮

- 七 前各号に掲げるもの のほ か、 公募の実施に関する事項その 他必要な 事 項
- 3 前 項第二号の場所は、 第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を

公募により決定することが歩行者利便増進道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場

所については定めないものとする。

- 4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
- 道路管 1理者は、 公募占用指針を定め、 又はこれを変更しようとする場合にお いては、 あらかじめ、 当

5

該 公募占用指針に係る歩行者利便増進道路の存する市 町村を統括する市 町村長 (当該歩行者利便 増 進道

路 の道路管理者が市 町村である場合の当該市 町村を統括する市町村長を除く。 及び学識経験者 の意見

を聴か なければならない。

6 道路管理者は、 公募占用指針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公示しなければ

ならない。

歩 行者 利 便 増 進 計 画 O提出)

第四十八条 が 二 十 几 歩行 者利便 増 進道 路 に公募対象歩 行 者利 便 増 進 施 設等を設置するため 道 路を占用 L

ようとする者は、 公募対象歩行 者 利 便 と増進施? 設等の ため の道 路 の占用 に関する計 画 (以 下 「 歩 行者 利便

増進 計 画 という。 を作成し、 第四十八条の二十六第 一項の規定によるその歩行者利便増 進 計 画 が 適

当である旨 の認定を受けるための選定の手続に参加するため、 これを道路管理者に提出することができ

る。

2

便

増

計

画

に

は、

次に

掲

げげ

を記載しなけ

ればならない。

歩 行者 利 進 つる事項

第三十二条第二項各号に掲 げ る事 項

道 路 の機能又は道路交通環境 の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象歩行

者利便増進施設等の設置に伴い講ずるもの

三 その他国土交通省令で定める事項

3 歩 行者 利 便 増 進 計 画  $\mathcal{O}$ 提出 は、 道路 管 理者が公示する一月を下らない 期間内に行わなければならない。

(占用予定者の選定)

た

め道路

を占用

しようとする者か

ら歩

少行者利!

便増

進計

画

が

提出されたときは、

当該歩

行者利

便増進

計画

第四十八条の二十五 道 路 管理者 は、 前条第一 項の 規定により公募対象歩 行者利便增進 施 設等を設置 する

が 次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなけ ればならない。

当該歩行者利便増進計画が公募占用指針に照らし適 切なものであること。

当該歩行者利 便増 進施設等  $\dot{O}$ ため の道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる

事 項について第三十三条第一 項 の政令で定める基準 に適合するものであること。

三 当該 歩 行者 利 便増 進 施設等  $\mathcal{O}$ ため の道路 の占用が道路 の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らか

なものでないこと。

匹 当該 歩行者利便増進計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこ

2 道路管理者は、 前項の規定により審査した結果、 歩行者利便増進計 画が同項各号に掲げる基準に適合

第四十八条の二十三第二項第六号の評

価

 $\mathcal{O}$ 

基準に従つて、

その

適合して

1 . ると認: 8 られた全て 0 歩行者利 便増 進 計 画に ついて評価 を行うものとする。

ていると認めら

れるときは、

3

道

路管

理

一者は、

前

項

 $\mathcal{O}$ 

評

価を行おうとする場合にお

7 て、

当該

評 価

に

係る歩行

者利

便増

進

計

画

に 従 0

7 公募対象 歩行 者 利 便 増 進 施設等 を設置する行為が道路 交通法第七十 Ė 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受け

Ł のであるときは、 あら かじめ当該歩行者利 便増進計画に記載された道路の占用 の場 所を管轄する警察

署長に協議しなければならな

4 道路管理者は、 第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 評価 に従い、 道路 の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便 0 増進を

図る上で最も適切であると認めら れる歩行者利 便 |増進 計 画を提出した者を占用予定者として選定するも

とする。

5

道路管理者は、 前項 の規定により占用予定者を選定しようとするときは、 国土交通省令で定めるとこ

ろにより、 あらかじめ、 学識経験者の意見を聴かなければならな

6 道路管理者は、 第四 項の規定により占用予定者を選定したときは、 その者にその旨を通知しなければ

ならない。

(歩行者利便増進計画の認定)

第四十八条の二十六 道路 管理者 は、 前条第六項 の規定により 通知 した占用予定者が提出 L た歩行者利便

増 進 計 画に ついて、 道 路  $\mathcal{O}$ 場所を指定して、 当該歩行 者 利 便 増 進 計 画 が 適当である旨の認定をする ŧ

とする。

2 道路管理者は、 前項 の認定をしたときは、 当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定に

より指定した道路の場所を公示しなければならない。

(歩行者利便増進計画の変更等)

第四十八条の二十七 前条第一項  $\mathcal{O}$ 認定を受けた者 (以下「認定計画提出者」という。) は、 当該認定を

受けた歩行 者利便增進 計画を変更しようとする場合においては、 道路管理者 の認定を受けなければなら

ない。

2 道 路管理者は、 前項 の変更の認定の申請があつたときは、 次に掲げる基準に適合すると認める場合に

限り、その認定をするものとする。

変更後 の歩行者利 便増進計画が第四十八条の二十五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満

たしていること。

当該 歩 行者利便増 進計画 の変更をすることについて、 歩行者利便増進 道 路 の歩 行者 この利便 の 一 層の

増 進 に寄 与する ŧ Oであっ ると見込まれること又はやむを得 な 1 事 , 情 が あること。

(公募を行つた場合における道路の占用の許可)

3

前条第二

項

 $\mathcal{O}$ 

規定

は、

第

項

 $\mathcal{O}$ 

変更の

認定をした場合について準

用する。

第四十八条の二十八 認定計画提出者は、 第四十八条の二十六第一項の認定 (前条第一

含む。 第四 項及び次条において 「計画  $\mathcal{O}$ 認定」という。)を受けた歩行者利便増進 計 画 (変更があつた

ときは、 その 変更後の ŧ  $O_{\circ}$ 次項 交び 次条第二号にお いて「認定歩行者利便増 進計画」 という。 に従

つて公募対象歩 行 者利 便 (増進施) 設等を設置し なけ 'n ば ならない。

道路管理者は、 認定 計 画 [提出者から認定歩行者利便増 進 計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の

2

項の変更の認定を

規定による許可 0 申請 が あつた場合においては、 これらの規定による許可を与えなければならない。

3 た書面を添付して、 十二条第二 前 項 の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項 項中 申 と、 請書を」とあるの 第八十七条第 は 中 項中 請書に、 「円滑、 第四十八条の二十四第二項第二号の措置を記 な交通を確 保する」とあるのは の規定 の適用 に 円 つい 滑 ては、 な交通を 第三 載 確

保し、 又は 道 路  $\mathcal{O}$ 機能若 しく は道 路交 通 環境  $\mathcal{O}$ 維 持及び 向 上 を図る」 とする。

 $\mathcal{O}$ 場 計 所 画 に  $\mathcal{O}$ 認 0 ( ) 定が . て は、 さ れ 第三十二条第一項又は第三 た場合に お 1 7 は、 認 定 計 項の 画 提 規定に 出 者 以 による許可 外  $\mathcal{O}$ 者 は、 可 O申 第四十八条の二十六第 請をすることができな 項の 道

(地位の承継)

4

第四十八条の二十九 次に掲げる者は、 道路管理者の承認を受けて、 認定計画提出者が有していた計画 (T)

認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画提出者の一般承継人

便 増 認定 進 計 施 設等 画 提 出  $\mathcal{O}$ 所有: 者 カン 権その 5 認定 他当該 歩 行 者 公募対象 利 便 増 進 歩行者利便増 計 画に基 づき設置又 進 **施設等** Ò は 設 管 理が 置又は管理に必要な 行 わ れ る公募対象歩 権 原を取得 行 者利

路

#### した者

# 第十節 特定車両停留施設

(車両の種類の指定)

第四十八条の三十 道路管理者は、 まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、 国土交通省令で定

めるところにより、 特定車両のうち、 当該 特定車両停留 施設を利用することができる車両  $\mathcal{O}$ 種 類を指定

するものとする。

2 道路管理 理者は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による指定をしようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、

あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

(特定車両停留施設の構造等)

第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備 の技術的基準は、 特定車両停留施設を利用するこ

とができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

(車両の停留の許可)

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、 道路管理者の 許

可

を受けなけ ればならない。 ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定

める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、 停留させる車両に係る事項、 当該車両を停留させる日時その他特

定車 両停留 施設を利用する特定 車 両  $\mathcal{O}$ 種類ごとに国土交通省令で定める事項を記 載した申 請 書を道路管

理者に提出しなければならない。

3 第 項  $\mathcal{O}$ 許可 を受けた者は、 当 該 許 可 O申 -請に係る る前 項 に規定する事 項を変更しようとする場合にお

1 ては、 あ 5 が じ め道・ 路 管 理者  $\mathcal{O}$ 許可を受け なければなら な

(特定車両の停留の許可基準)

第四十八条の三十三 道路管理者は、 前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、 次の基準によ

つて、これをしなければならない。

当該: 許 可  $\mathcal{O}$ 申 請 に係 る車両 が特定車 両 のうち第四十八条の三十第一 項の規定により指定 した種 類  $\mathcal{O}$ 

ものであること。

当該: 許 可 Ò 申請 に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留 施設の構造の保全及び適正 立かつ合

理的 な 利 用の 確保、 安全かつ円滑な道路の交通の確保その 他の観点から政令で定める基準に適合する

ものであること。

(利用の制限等の表示)

第四十八条の三十四 道路管理者は、 特定車 両停留施設 0 入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の

対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(特定車両停留施設の停留料金及び割増金)

第四十八条 の三十五 道路管理者 は、 道路管理 者である 地 方公共団 体  $\mathcal{O}$ 条例 指: 定 区 間 内 0) 玉 道 にあ つて

は、 政令) で定めるところにより、 特定車 一両停留: 施設 に特定車両を停留させる者から、 停 留 料 金を徴収

することができる。 ただし、道路交通法第三十九条第一 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車

両を停留させる場合においては、この限りでない。

2 前項 の停 留料 金  $\mathcal{O}$ 額 は、 次の 原 則によつて定めなけ れば ならない。

特 定 車 両を停留させ る特定 の者に対し不当な差別 的 取 扱い をするものでないこと。

特定車 両を停留させる者の負担 能力に鑑 み、 その 利 用を困難 にするおそれのない ものであること。

三 特定車 両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類の車両を同時に二両以上停留させ

る付近の施設で道路の区域外に設置されており、 かつ、 一般公衆の用に供するものの停留料金に比し

て著しく均衡を失しないものであること。

3

第二十四条の二第三項の規定は、

第一

項の停留料金を不法に免れた者について準用する。

(特定車両停留施設の停留料金等の公示)

第四十八条の三十六

道路管理者

は、

前条第一

項の

規定により停留料金を徴収する特定車

||両停留:

施設につ

1 条 例 (国道にあつては、 国土交通省令) で定めるところにより、 停留 料 金、 停留することができ

る時 間その 他特定車両停留施設 の利用に関し必要な事項を公示しなければならない。

第三章第六節を同章第七節とする。

第四十八条の二第三項中「 (昭和二十六年法律第百八十三号) 」 を削り、 「以下次条中」を「次条にお

いて」に改める。

第三章第五節を同章第六節とする。

第四十七条の八第一項第三号に次のように加える。

ホ 道 路  $\mathcal{O}$ 附 属 物である自動 車 駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車 一両停留 施設 ( 以 下 自 動 車 駐

車場等」 という。)と道路 一体建物とが 体的な構造となる場合であつて、 当該 自動車 駐 車 · 場 郷等と

連絡する通路その他の当該道路一 体建物  $\mathcal{O}$ 部分を当該 自 動 車 駐 車場等の多数の利用者が 利用すると

見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

第三章第四節の二を同章第五節とする。

第五 + 条 第 五 項 及び 第五 + 条第三項 中 「第 匹 十八条の十 九 第 項」 を 「第十七条第七 項 又は第四

条の十九第一項」に改める。

第六 十四条第 項 中 同 条第三項」 の 下 に (第四十八条の三十五第三項にお *\*\ て準 用する場合を含む

を加え、 「連結料 並びに」 を 「連結料、 に改め、 「負担金」の下に 第四十八条の三十五第

項 の規定に基づく停留料 金並びに自 動 車 駐 車場 等運営権 の設定の 対価」 を加える。

第七十三条第一 項中 「又は連結 料 を 連 結料 又は停 留 料金」 に改 8 る。

第七 十六条中第四 号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号の次に次の 号を加える。

三 道 路  $\mathcal{O}$ 附 属 物 で あ る自 動 運 行補 助 施設  $\mathcal{O}$ 設置 状況

第七 一十六条に次の一 項を加える。

2 都 道 府 県知事 は、 市 町 村である道路管理者から前項第三号に掲げる事項の報告を受けたときは、 その

内 ]容を国-土交通大臣に報告しなければならない。

第九十五条

の 二

第

項中

「若しく

は

制

限

ï

の 下 に

第四十八条の二十第一

項若しくは第三

一項の

規 定

に よる歩行 者 利 便 増 進 道 路  $\mathcal{O}$ 指定をし」 を加え、 若しくは 道 路 を 道 路\_ に 改 め 自 動 車 駐 車 場

 $\mathcal{O}$ 下に 「を設 け、 若 しく は 道 路 12 接 して特定車 両 停 留 施 設 を加 え る。

第九

十七七

条第

項第一号中

「第二十四

\_ 条

か 二

第

項及び第三項」

の 下

に

 $\neg$ 

( 第 四

十八条の三十五第三

項

に お いて準用する場合を含む。)」を、 「第四十七条の二第三項」の下に  $\neg$ 第四十八条の三十五第 項

を加え、 同 項第三号中 「第十七条第四 項」の下に 一、 第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二

第一 項」を加える。

第九 + 九 条中 「第三十 九条の五 第 一項」 の 下 に 「若しくは第四十八条の二十六第一項」を、 係る占用

入札」 の 下 に 「若しくは公募 ( 以 下 「占用入札等」という。 \_ を加え、 「当該占用入札」を 「当該占用

入札等」 に改める。

第百条中 「占用入札」を「占用入札等」に改める。

第百三条中第八号を第九号とし、 第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を停留させた者

第二条 道路 法 の 一 部を次のように改正する。

目 次 中 「第四 十七条の六」 を 「第四十 七条の十六」に、 「第四十七条の 七 を 「第四十七 条

道路協· 労団体 (第四十八条の四十六-第四 十八条の五 + \_ \_ \_ を 第十三節 第十四節 指 定 登

認 機関 ( 第 四 十八条の四十六―第四十八条の五 十九)

に改める。

体 (第四十八条の六十 ―第四十八条の六十五)

第四十七条第一項中 「以下本節及び第八章中」 を「第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第

号を除き、 以下この節及び第八章 において」 に改める。

第四十七条 の 二 一第 項中 「次条第 項及び第七十二条の二第二項 に お () て \_ を 「 以 下 」 に改 いめる。

第四 十七条の三第 項中 「を特定」 を (第四十七条の十第三項  $\bigcirc$ 回答の 内容に従つた通行を除く。 以

道

路路

協

力

寸

の十七」に

録

確

下この項において同じ。)を特定」に改める。

第四十七条の十一を第四十七条の二十一とし、 第四十七条の七から第四十七条の十までを十条ずつ繰 り

下げ、 第三章第四 節中第四十七条の六を第四十七条の十六とし、 第四十七 条の五を第四十七条の十五とす

る。

第四十七条の 匹 第 項中 「違反して」 を 「違反し、 若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わ

ないで」に改め、同条を第四十七条の十四とする。

(限度超過車両の登録)

第四十七

条

の三の

次に

次

の十条を加える。

第四十七条  $\mathcal{O}$ 兀 限度超過 過車両を通行させようとする者は、 当該限度超過車両について、 国土交通大臣 . (T)

登録を受けることができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 登 一録は、 五年ごとにその更新を受けなければ、 その 期間 の経過によつて、 その効力を失う。

3 う。 前 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 満 更 了 の 新  $\mathcal{O}$ 申 日 ま 請 が でにその申請に対する処分がされ あつた場合において、 同項  $\mathcal{O}$ 期 間 ないときは、 (以下この条に 従前 お  $\mathcal{O}$ ζ) 登 録 て は 登 登 録 録  $\mathcal{O}$ 有  $\mathcal{O}$ 有 効 効 期 朔間 間 とい  $\mathcal{O}$ 満

了後もその処分がされるまで 、 の 間 は、 なおそ の効力を有する。

4 前 項 の場 合において、 登録 の更新がされたときは、 その登録の有効期間 は、 従前の登録 の有効期間の

満 了  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌日から起算するも Oとする。

5

第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 (第二項  $\hat{O}$ 登録 O更新を含む。 以下「登録」という。)を受けようとする者は、

第四十

八 条  $\mathcal{O}$ 五. + 九 第 項 に 規定する場合を除き、 実費を勘案して政令で定める額 の手数料を国に納 め なけれ

ば なら な

登 録  $\mathcal{O}$ 申 請

第四十· 七条  $\bigcirc$ 五. 登録を受けようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記

載 L た申請書を国土交通大臣に提出しなければならな

道路 運送車両法による自 動 車 登録 番号

限度超 過 車 両 !を通行させようとする者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、 その代表者

 $\mathcal{O}$ 氏 名

三 車 両 (人が 乘車 しておらず、 かつ、 貨物 が積載され てい ない 火状態に おけるもの を 1 V. 他の 車両を

牽引する場合にあつては当該牽引される車両を含む。 次条第一項第一 号において同じ。)  $\mathcal{O}$ 幅、 重量

、高さ、長さ及び最小回転半径

四 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法

五. 限度超 過車 両 . が貨物 を積載す る車 声 ( 以 下 「貨物積 載車 両 という。) である場合にあつては、

積

載する貨物  $\mathcal{O}$ 重 量 に 保る記録 録 の保存 の方法その他国土交通省令で定め る事 項

(登録の基準等)

第四 干 七 条  $\mathcal{O}$ 六 国土交通大臣 は、 登録  $\mathcal{O}$ 申 請 に係る る限度超 過車 一両が次 の各号の いずれにも該当すると認

めるときは、その登録をしなければならない。

車 両  $\mathcal{O}$ 構造が 国 土交通省令で定める車両  $\mathcal{O}$ 幅 重量、 高さ、 長さ及び最小回転半径に関する基準に

適合するものであること。

限度超 過車 両 の通 行 経路 に係る記録 の保存 :の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであ

ること<sup>。</sup>

三 限度超 過車 両が貨物積載車 両である場合にあつては、 その積載する貨物 の重 量に係る記 録の 保存  $\mathcal{O}$ 

方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 玉 土交通大臣は、 登録をしたときは、 遅滞なく、 その旨を当該登録を受けた者に通知しなければなら

ない。

(変更の届出等)

第四十七 条の 七 登録を受けた者 は、 第四十 七条の五各号に掲げる事 項 (次項及び第四十七条の十三第

項 第 号に お 7 て 「 登 録 事 項 」 という。) に変更があつたときは 第四 十七条  $\bigcirc$ + · 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定による

求 めをする時までに、 その旨を国土交通大臣に届 け 出 な け ればなら な

2 玉 土交通大臣は、 前項 の規定による届出を受理したときは、 当該! 届 出に係る登録事 ·項が前条第一項各

号の基準に適合しないと認める場合を除き、 変更の登録をしなければならない。

(廃止の届出)

第四 十 七 条の 八 登録を受けた者は、 登録を受けた限度超 過車 声 ( 以 下 「登録」 車 両 という。) の使用を

廃 止 したときは、 その 日 から三十日以内に、 その旨を国 土交通大臣 に 届 け 出 なけ ればならない。

前 項の 規定による届 出があつたときは、 当該届 出に係る登録は、 その 効力を失う。

2

### (登録の取消し)

第四十七条の九 国土交通大臣は、 登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その登録を

取り消すことができる。

一不正な手段により登録を受けたとき。

- ラエア三耳りられる金のアスを

第四·

十七条の六第一

項各号の

いずれかに該当しなくなつたと認められるとき。

三 第四. + -七条の-七 第 項 の規定による届出をせず、 又は 虚偽 の届出をしたとき。

(登録車両の通行に関する確認等)

第四十七条の十 登録車両を通行させようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大

臣 に対し、 当該登録車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させること

が できる経路 (以下「通行可能経路」という。) の有無について、 その確認を求めることができる。

2 前 項  $\hat{O}$ 規定による求めは、 国土交通省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を明らかにしてしな

ければならない。

一 道路運送車両法による自動車登録番号

## 二 出発地及び目的地

三 登録 車 両 が貨 物積 載 車 両である場合にあつては、 その積載する貨物  $\mathcal{O}$ 幅 重量、 高さ及び長さ

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による求めを受け た国土交通大臣は、 玉 土交通省令で定めるところによ り、 直 ちに、 当

該 求  $\emptyset$ に係 る通 行 可 能 経 路 0 有無を判定し、 その 結果に つい て回答をするものとする。 この 場 合に お 1

て、 通 行 可 能 経 路 が あ るときは 併せて、 そ  $\mathcal{O}$ 内 容及び当該 通 行 可 能 経 路  $\mathcal{O}$ 通 行 に に係る通り 行 時 間

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 通 行 方 法 につ 1 て 口 答をするも のとする。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る判 定 は 判 定 基 準 (登録 車 両  $\mathcal{O}$ 通 行 が、 当該 登 録 車 両 12 係 る第 匹 + 七 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 号

及 び第二項第三号に掲げる事 項 並 び に 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による求めに係る出 発地 か 5 目 的 地 ま で 0 経路 を 構

成することとなる道路  $\mathcal{O}$ 構造 に関 する情報に照らして、 当該道路 の構造 の保全及び交通  $\mathcal{O}$ 危 険  $\mathcal{O}$ 防 止 上

支障 が な 1 ŧ ので、 あるかどうかを判定するため の基準として、 国土交通省令で定めるところに より道

管理 者 が 定 8 るも  $\mathcal{O}$ をい う。 以下同じ。) に基づき、 これを行うも のとする。

5 費 を勘案し 第 項  $\mathcal{O}$ て政令で定め 規 定に よる水 る額 めをしようとする者 の手数料 を国 に納 は、 8 第四 なけ れ 十八条の ば ならな 五. 十九 第 項に規定する場合を除き、 実

- 6 玉 土交通大臣は、 第三 項の回答をしたときは、 国土交通省令で定めるところにより、 当該 回答の内容
- を記載した書面を交付しなければならない。
- 7 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により書 面 の交付で を受けた者は、 当該回答に係る通行可能経路の通行中、 当該 書面を当該
- 登録車両に備え付けていなければならない。

当該登録車両について適用しない。

8

登

録

車

両

を第三

項

 $\mathcal{O}$ 

口

答

の内

容

に従

つて通行させるときは、

第四

十七条第二項及び第三項

 $\mathcal{O}$ 

規定は

## (判定基準等の提供等)

第四十七条の + 玉 土交通大臣 は、 前条第三項に規定する判定をするため、 あらかじ め、 道路管理者

玉 土交通大臣である道路管理者を除く。 以下この条及び次条第三項において同じ。) に協 議 そ 0) 同

意を得て、 当該道路管理者の判定基準及び当該判定に係る道 路 の構造に 関する情報として国 土交通省令

- で定めるも <u>(</u> ( 以 下 判定基準 · 等 \_ とい 、 う。 0 提供を受けることができる。
- 2 3 前 前 項 項 の道  $\mathcal{O}$ 同 意を 路管理者 した道 は、 路 管理者 同 項  $\mathcal{O}$ 規定により提供 は 直ちに、 その 判定基準 た判定基準等に変更があつたときは、 準等を国 |土交通 大臣 に 提 供 L なけ 直ちに、 れ ば なら これを かない。

国土交通大臣に提供しなければならない。

4 る前条第三 玉 土交通大臣は、 項の 回答に関する情報の提供を求められた場合には、 前二 項の規定によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道路に係 その求めに応じなければならない。

(登録車両の通行の記録及び報告)

第四十 該 両ごとに、 登 録 七条の十二 車 両 第四·  $\mathcal{O}$ 通 十 行 経路 登録 七 条  $\mathcal{O}$ 車 及び当該 六 両 第一 を第 四十七 登 項第二号及び第三号に規 録 車 条の十 両 に積 -第三項 載する貨物  $\mathcal{O}$ 回答の内容に従つて通行させる者は、 定す  $\mathcal{O}$ 重 る国土交通 量 を記 録するとともに、 省令で定め る基準 当該 に 通 当該 行 従 に係 つて、 登 る 録 当 通 車

2 通 省令で定めるところにより、 国 土交通大臣は、 第四 1十七条 前 の四からこの条までの規定を施行するため必要な限度において、 項に規定する者に対し、 同項の記録その他必要な事項につい ての 国土交 報告

を求

めることができる。

行

時

間その

他国土交通省令で定める事

項を記録し、

これらを保存しなければならない。

3 道 路 玉 |土交通 管理者に対 大臣 は、 Ļ 国土 前 項 交通省令で定める事  $\mathcal{O}$ 規定 に よる報告を受けたときは、 項を通 知 L な け 登録 れば 車 ならな 両 が 通 行 L た経路を構成する道路  $\mathcal{O}$ 

## (データベースの整備等)

第四十七条の 国土交通大臣は、 第四十七条の十第三項の回答を迅速かつ適 確 に実施するため、 次に

掲 げ る情報を記録 Ļ 及び保存するデー タベース (これらの 情報の 集合物であ って、 特定  $\mathcal{O}$ 登録 車 両 に

係 る通知 行 可 能経 路 の内 容及び当 該 通行 可 能 経 路  $\mathcal{O}$ 通行 に係 る通行時 間 その 他  $\mathcal{O}$ 通 行方法を電 子 計算 機 を

用 *\* \ て容易 に検索が できるように 体 系 的 に 構 成 L たも  $\mathcal{O}$ をい う。 次項 及び第四 十八 条の 五. + 第 項 第五

号において同じ。)を整備することができる。

#### 登録事項

### 二 判定基準等

三 第四· + 七条の十第三項の回答の実績その他国土交通省令で定める事 ず項に関い する情 報

2 玉 土交通大臣は、 前 項 へのデー タベ ] スを整 備 した場合にあつては、 当該デー タベ ] スに記 録された情

報 判 定基 準その 他 国 土交通省令で定めるも のに限る。) をインター ネット 0) 利 用 その 他 の方法により

公表するものとする。

第四 十八条 の十七第一 項 中 「貨物 を積載する車両 (以下 [] 及び 「」という。 を削っ る。

第三章第十三節中第四十八条の五十一を第四十八条の六十五とする。

第四十八条の五十中 「第四十八条の四十七各号」を 「第四十八条の六十一各号」に改め、 同条を第四十

0) 匹 十八までを十四条ず つ繰り下げる。

八

条の六十四とし、

第四十八条の

四十九を第四十八条の六十三とし、

第四十八条の四十六から第四十八条

第三章中第十三節を第十四節とし、第十二節の次に次

の 一

節を加える。

第十三節 指定 登 録 確 認 機 関

(指定)

第四十八条の四十六 国土交通大臣は、 道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人

又は一般財団法人であつて、第四十八条の四十九に規定する業務 (以下「道路交通管理業務」 という。

に .関し次に掲げる基準に適合すると認めら れるものを、 その申請により、 指定登録確認機関として指

定することができる。

職員、 道路交通管 理 業務  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 方法そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 項に 0 *\*\ 7 の道路交通管理業務の実施 に関する計

画 が、 道 路交通管理業務  $\mathcal{O}$ 適 確 な実施 のた め に適切な ものであること。

前号の道路交通管理業務 の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を

有するものであること。

三 道路交通管理業務以外の業務を行つている場合には、 その業務を行うことによつて道路交通管理業

務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

匹 前三号に定めるも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 道路交通管 理業務を公正 かつ適な 確に行うことができるものであること。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定による指 定は、 道 路· 交通 管理 一業務 0 範囲を定めて行うものとする。

(欠格条項)

第四十八条の四十七 国土交通大臣は、 前条第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、指定登録確認機関の指定をしてはならない。

この法語 律の規定により罰 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 刑に 処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなつ

た日から起算して二年を経過しない者であること。

第四· + 八条の五 十七 第 項又は 第二項  $\mathcal{O}$ 規定により指定登録 確認機関の指定を取り消され、 その取

消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

 $\equiv$ その役員のうちに、 禁錮以上 の刑に処せられ、 又はこの法律の規定により罰 記 金 の 刑に処せられ、 そ

 $\mathcal{O}$ 執行を終わり、 又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がある

ح ك

#### (指定の公示等)

第四十八条の 四十八 国土交通大臣 は、 第四十八条の四十六第 項の規定による指定 (以下この 節 に お 7

7 「指定」 という。 をしたときは、 指定 登 録 確認 機 関  $\mathcal{O}$ 名 称 及び 住 所、 指 定 登 録 確認 機 関 が 行 う道

交通管 理業 務  $\tilde{O}$ 範 囲 道 路 交通管型 理業務を行う事 務 所 0 所 在 地 並 び に道 路交通 管理業務  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 を 公

示しなければならない。

2 指定登1 録 確 認機関は、 その名称若しくは住所、 指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は

道 路交通 管 理業務を行う事 務 所  $\mathcal{O}$ 所在 地を変更しようとするときは、 変更しようとする日 の 二 週 間 前 ま

でに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国 |土交通 大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる届出が あつたときは、 その旨を公示しなければならない。

(指定登録確認機関の業務)

第四 十八条の 四十九 指定登録確認 機関 は、 次に掲げる業務を行うものとする。

- 次条第一項に規定する事務 (以 下 「登録等事務」という。)を行うこと。
- 道路管理者の委託を受けて、

第四十七条の二第一項の許可に係る審査の

事務を行うこと。

三 前二号に掲げるも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 道路  $\mathcal{O}$ 交通  $\bigcirc$ 適 週切な管理 理に資する業務を行うこと。

(指定 登 録 確 認 機 関 12 ょ る登録 等 事 務  $\mathcal{O}$ 実 施

第四 干 八 Ò 五 十 玉 1土交通-大臣 は 指定をしたときは、 次に掲げる事 務  $\mathcal{O}$ 全部 文は 部を行 わ せること

が できる。

登録

 $\mathcal{O}$ 

実施

に関する事務

(第四

十七条の九の規定による登録の取消しに関する事務を除く。)

- 第四· + 七条の十第三項の回答の実施 に関する事 務
- $\equiv$ 第四· 十七条の十一 第二項及び第三項の規定による判定基準等の提供の受理並びに同条第四 項の規定

に 、よる情 報の 提供に 関 す る事 務

- 兀 第四· + -七条の 十二第二 一項の 規 定に よる報告の受理 及 び 同 条第三項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る通 知 に 関 する事 務
- 五. 第四 + 七条の十三第一 項の 規定による同項各号に掲げる事項 のデ ĺ タベ ] ス ^  $\mathcal{O}$ 記 録 及び同 条第二

# 項の規定による公表に関する事務

2 玉 土交通大臣は、 指定をしたときは、 指定 登録確認機関が行う前項第一号及び第二号の事務を行わな

1 Ł のとし、 この場合にお ける当該 登録等事 務  $\mathcal{O}$ 引継ぎその 他  $\mathcal{O}$ 必 要な事項 は、 国土交通省令で定める。

3 指 定 登 録 確 認 機 関 が 登 最等事 務 を行う場合に おける第四十七 条  $\mathcal{O}$ 匹 か ら第四 十七 条の 人 ま で及び 第四

十七 条 O+  $\mathcal{O}$ 規定 の適 用 に 0 7 て は、 これ 5  $\mathcal{O}$ 規定中 国 土交通大臣」 とある  $\mathcal{O}$ は、 指 定 登録 確 認 機

関」とする。

#### (秘密保持義務等)

第四十八条  $\mathcal{O}$ 五. 十 指定登録 確 認 機関 民の役員! 及び )職員; 並びにこれらの者であつた者は、 登録等事務に関

7 知 り得た秘密を漏らし、 又は 自己の利 益  $\mathcal{O}$ ために使用しては ならな

2 指 定 登 録 確 認 機関  $\mathcal{O}$ 役員及び 職 員で登録等 事 務に従事 する者は、 刑 法 (明 治 兀 十年法律第四十五号)

そ (T) 他  $\mathcal{O}$ 罰 則  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 *\* \ ては、 法令により公務に従事 する職員とみなす。

#### (登録等事務規程)

第四 十八条の 五. 十 二 指定登録 確 認 機 関 は、 国土交通省令で定めるところにより、 登録等事 務に 関する規

程 ( 以 下 「登録等事務規程」という。) を定め、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 これを

変更しようとするときも、同様とする。

2 登 録等事務規程で定めるべき事項は、 国土交通省令で定める。

3 玉 土交通大臣は、 第一 項の 認 可 をした登録等事 務規程 が 登録等事 務 の公正か つ適確な実施上不適当と

なつたと認めるときは、 その 登録 等事 務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第四 干 ·八 条  $\mathcal{O}$ 五. 十三 指定 登録 確 認 機関 は、 国土交通省令で定めるところにより、 登録等事 務 に 関する事

項で 国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

前 項に定めるものの ほ か、 指定登録確認機関は、 国土交通省令で定めるところにより、 登録等事務に

2

関 (する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十八条の 五. 十四四 玉 土交通大臣 は、 道路交通管理業 務 O公正 カン つ適 確 な実施を を確保するため 必要が あ

ると認めるときは、 指定登録 確 認 機関 に対 Ų 道路交通管理業務 に関 L 監督上必要な命令をすることが

できる。

(報告、検査等)

第四十八条の 五 十五 国土交通大臣は、 道路交通管理業務の公正か つ適 確な実施を確保するため必要が

ると認めるときは、 指定 登録 確 認 機関に 対 L 道路交通管 理業務に関 L 必 要な報告を求 め、 又は そ  $\mathcal{O}$ 職 員

に、 指定 登 録 確 認 機 関  $\mathcal{O}$ 事 務 所 に 立ち入り、 道 路· 交通管 理 業務  $\mathcal{O}$ | 状況若 しく は 帳 簿、 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件

を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定により立 入検査をする職員 は、 その 身分を示す 証明書を携帯 関係者にこれ を提示しな

ければならない。

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による立入検査の権限 は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録等事務の休廃止)

第四 1十八条 O五十六 指定 登録 確 認 機 関 は、 国 土交通大臣 の許可を受けなければ、 登録等事 務 の全部若し

くは一部を休止し、又は廃止してはならない

2 玉 土交通大臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 許可 をしたときは、 その旨を公示しなけ れば ならな

### (指定の取消し等)

第四十八条の 五十七 国土交通大臣は、 指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当

するに至つたときは、指定を取り消さなければならない

2 玉 土交通大臣は、 指定登録 確 認 機 関 が 次  $\mathcal{O}$ 各号のいず ħ かに該当するときは、 指定を取り消し、 又は

期間 を定め て登録が 等事 務  $\mathcal{O}$ 全 部若 しく は 部  $\mathcal{O}$ 停 止を命ずることができる。

第四

+

-八条

 $\mathcal{O}$ 

五.

+

第三

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定により読

み替えて適

用する第四

十七

条の六、

第四十七条の

七第二項

又は第四 十七 条  $\mathcal{O}$ + 第三 項、 第四 項若しく は第六項  $\mathcal{O}$ 規定に違反したとき。

第四· 十 ·八条 が 五. + -第一項、 第四十八条の五十三又は前条第一項の 規定に違反したとき。

 $\equiv$ 第四 十八条の五 十二第一項の 認可を受けた登録等事務規程によらないで業務を行つたとき。

匹 第四 十八条 が 五 十二第三項又は第四十八条の五十四  $\mathcal{O}$ 規定による命令に違反したとき。

五. 第四 + -八条  $\bigcirc$ 兀 十六第一項各号に掲げる基準に適合してい ないと認めるとき。

六 登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 玉 |土交通 大臣 は、 前二 項 の規定により指定を取 ŋ 消 Ļ 又 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 登録等事務 の全部若

くは 部 0) 停止を命じたときは、 その旨を公示 しなけ れば なら な

(国土交通大臣による登録等事務の実施)

第 匹 1十八条  $\bigcirc$ 五十八 国 土 一交通大 臣 は、 第四 十八 条の 五. 十六第 項  $\mathcal{O}$ 規定により指定 登録: 確 認 機 関 が 登録

等 事 務  $\mathcal{O}$ 全 部 若 Ĺ < は 部 を休 止 L たとき、 前 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ ŋ 指 定 登 録 確 認 機 関 に 対 L 登 録 等 事

務  $\mathcal{O}$ 全 部 若 < は 部  $\mathcal{O}$ 停 止 を命 じたとき、 又は 指 定 登 録 確 認 機 関 が 天 災そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 由 に ょ り 登 録 等 事

務  $\mathcal{O}$ 全 部 若 しく は 部 を 実 施することが 困 難 とな 0 た場 合に お 1 7 必 要が あ ると認め るときは 第 匹 +

八 条 0) 五. + · 第 二 項  $\mathcal{O}$ 規定に かか わ らず、 登録 等事 務の全部 又 には 部を自ら行うものとする。

2 玉 土交通大臣 ュは、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 登録 等 事 務を行うこととし、 又は 同 項 0 規定により行 つて į, ` . る登

録 等 事 務を行わな いこととするときは、 その旨を公示 しなけ ń ば なら な

3 玉 土交通 大臣 が、 第 項の 規 定に より 登録 等事 務を行うこととし、 第四十二 八 条の 五. 十六第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

に ょ り 登 録 等事 務  $\mathcal{O}$ 廃 止 を 許 可 Ĺ 若 しくは 前 条第 項若しくは第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 指 定 を 取 Ŋ 消

又は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 行 つて 7 る登 最等事 務を行り わ な いこととする場合に お け る登 録 等 事 務  $\mathcal{O}$ 引 継 ぎ

その他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第四十八条の五十九 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合には、 次に掲げる者は、 実費を勘案して

政令で定める額 の手数料を当該指定登録 確認 機関に納付しなければならない。

一 登録を受けようとする者

第四十七条の十第一 項の規定による求めをしようとする者

第六 十四条第二項中 「第四十七条の三第七項」の下に「、 第四十七条の 四第 五. 項及び第四十七条の十第

五項」を加える。

2

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規定により

指定

登録

確

認

機関に納

付され

た手数料

は、

当該指定登録

確

認機関

の収入とする。

第七十一条第四項中 「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、 同条第五項中

第四十七条の 兀 第 項」 を 「第四十七条の十四 第 項」に改める。

第九十一 条第二 項中 「第四十七 条の十一」 を 「第四十七条の二十一」 に改める。

第百二条中第四号を第六号とし、 第三号の次に次の二号を加える。

兀 第四 + -八条  $\mathcal{O}$ 五. 十 一 第 項の 規定に違反して、 そのご 職 務に関 L 知り得た秘密を漏らし、 又は自己の

利益のために使用した者

五. 第四 + 八条  $\mathcal{O}$ 五. + 七 第二項  $\mathcal{O}$ 規定による登録等事 務 の停止 の命令に違反 L た者

第百三条第六号中 第四 十七名 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項」 を 「第四十. 七 条の + 匹 第 項」 に 改め

第百 几 条 中 第五号を第八号とし、 第四号を第七号とし、 同 条第三号中 第四 + 七 条  $\mathcal{O}$ 几 第二項」 を 第

兀 + 七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第二 項」 に 改 め、 同 号を 同 条第六号とし、 同 条第一 一号  $\mathcal{O}$ 次 12 次 の三号を加 え

三 第四 + 七 条  $\mathcal{O}$ + 第 七 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に · 違 反 L て 書 面 を備 え 付 け な か 0 た 者

兀 第四 十 七 A 条  $\mathcal{O}$ 十二第 項  $\mathcal{O}$ 規定に違反し て、 記録を作 成せず、 若しくは虚 偽 0 記録を作成し、 又は

記録を保存しなかつた者

五 第四 + 七 条の 十二第二 項 の規定による報告をせず、 又は 虚偽の報告をした者

第百 五. 条 中 「第四 十七 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項」 を 「 第 匝 十 七条  $\mathcal{O}$ + 匝 第 項」 に 改める。

第百六条中 第二号を第七 号とし、 第 号  $\mathcal{O}$ 次 12 次  $\mathcal{O}$ 五. 号 を加 える。

第四 + 七 条  $\mathcal{O}$ 七 第 項 又は 第 匝 + 七 条 0 八 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定によ る届 出 をせず、 又は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 届 出をし た

三 第四 十八条の五十三第一項の規定に違反して、 帳簿を備え付けず、 帳簿に記載せず、 若しくは帳簿

に 虚 偽  $\mathcal{O}$ 記載を 又は帳簿を保存 しなか つた者

兀 第四 + 八条  $\mathcal{O}$ 五. 十三第二項  $\mathcal{O}$ 規定に対 違反した者

+

 $\mathcal{O}$ 

+

第

 $\mathcal{O}$ 

虚 偽  $\mathcal{O}$ 

報告をし、

同 項

 $\bigcirc$ 

規定に

五. 第四 八条 五. 五 項 規定に よる報告をせず、 若しくは 又は

ょ る 検 査 を拒 み、 妨げ、 若 L < は忌避 Ļ 若しくは 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 による質問 に 対 して答弁をせず、 若

< は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 答 弁 を L た 者

六 第四 + 八条  $\mathcal{O}$ 五. 十六 第 項 0 規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止した者

第百七条中 「前条、 きで」 の 下 に (第百二条第四号を除く。)」 を加える。

道 2路整備: 特 ·別措! 置 法 0 部改 正

第三条 道 路 整 備特 別 措 置 法 昭 和 三十一 年法律第七号) 0) \_\_ 部を次のように改正する。

第四 条中 若し Š は 第六 項 を 乛 第六項若しくは第七 項」 に改め  $\dot{\mathcal{S}}_{\mathrm{o}}$ 

第五 条 第 項 第 号及び第三号中 「第八条第一項第二十六号」を 「第八条第一 項第二十七号」 に改める。

繰 号を同項第四十一号とし、 り下げ、 第八条第一項第三十九号ただし書中 同 項第三十四号中 同項中第三十八号を第四十号とし、第三十五号から第三十七号までを二号ずつ 「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、 「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加え、 同号を同項第三十 同

六号とし、 同項中第三十三号を第三十四号とし、 同号の次に次の一 号を加える。

三十五 道 路法第四十八条の三十二第一 項又は第三項  $\mathcal{O}$ 規 定により許 可 Ļ 及び同法第八十七条第 項

の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第八条第 項中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、 第

二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

号」 第八条第二項中 に、 「又は第三十四号」を 「第二十八号、 「又は第三十六号」に、 第三十四号又は第三十七号」を「第二十九号、 「前項第二十八号」を 「前項第二十九号」 第三十六号又は第三十九 に改り

同 条第三項中 「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」 を 「第二十九号、第三十三号若しくは第

三十六号」に、 「第一項第二十八号」を「第一項第二十九号」に、 「第一項第三十七号」を「第一項第三

第六項中 三十三号及び第三十八号」を ら第三十八号まで」を「第九号から第四十号まで」に改め、 から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」に、 で、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十八号まで」を「第二十五号まで、 十九号」に改め、 「第三十二号又は第三十三号」を 同項ただし書中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、 「第二十八号、 「第三十三号又は第三十四号」 第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」に改 同条第五項中 に改め、 「第二十七号、第三十二号、 同条第四項中「第二十八号ま 同 条第九項中 第二十七号 「第九号か 同条 第

第九条第一項第十四号ただし書中 「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加える。 五号」

を

「第三十七号」に改める。

第十四条中 「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第七項」に改める。

第十七条第一項中第三十六号を第三十八号とし、第三十一号から第三十五号までを二号ずつ繰 「第四十八条の五十」に改め、 り下げ、

同号を同項第三十二号とし、

同

項中第二十九号を第三十号とし、 同号の 次に次 0 号を加 える。

同

項第三十号中

「第四十八条の二十七」を

道路法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定により許可し、 及び同法第八十七条第 一項

の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第十七条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、

第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第十七条第二項中 「第二十四号、 第二十八号、第三十号又は第三十三号」を「第二十五号、 第二十九号

第三十二号又は第三十五号」に、 「前項第二十四号」を「前項第二十五号」に改め、 同項ただし

第三十号」を「第三十二号」に改める。

第二十三条第三項中「平成七十七年九月三十日」を「令和四十七年九月三十日」に改める。

第三十条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条

0) 四十九」に改め、 同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十五第一項」を

八条 0 四十八 第一項」に改め、 同号を同項第十二号とし、 同項第十号中 「第四十八条の二十三第 一項」を

第四十八条  $\mathcal{O}$ 四十六第一 項 に改め、 同号を同項第十一号とし、 同項第九号の次に次の一号を加える。

+ 道路法第四十八条の三十第一項の規定による指定をすること。

条 0) 四十九」に改め、 第三十一条第一項第十一号を同項第十二号とし、 四十八第一項」に改め、 同号を同項第十一号とし、 同号を同項第十号とし、 同項第九号中「第四十八条の二十五第一項」を 同項第十号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条 同項第八号中 「第四十八条の二十三第一項」 「第四十八 を

四十八条の四十六第一項」に改め、 八 道 路 法 第四十八条の三十第 項 同号を同項第九号とし、  $\hat{O}$ 規定に、 よる指定をすること。 同項第七号の 次に次の一号を加える。

第三十六条中 「第八条第 項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」を 「第八条第一項第二十八号

又は第十七条第一項第二十四号」に改める。

の三十五」を加える。 十八号又は第十七条第一項第三十四号」に改め、 第五 十四条第一項中 「第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号」を「第八条第一項第三 同条第三項中「第二十四条の二」 の下に「、 第四十八条

第四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

匹 十七条の三第二項」 第八条第 項第二十五号中 の 下 に 「又は第四十七条の十一第一 第 四十七 条  $\mathcal{O}$ 五. を 第四 十七 項」を加え、 条の十五」 同 に改め、 条第四項又は第五項」を 同項第二十九号中 同 第

法第四 Ļ 準 第三十一号中 号とし、 り下げ、  $\mathcal{O}$ + · 等 同 十七 第四 の 下 に 項第三十号中 同項 同 条 項 項 中 第三十六号中 の三第四項若しくは第五 「第 「又は判定基準等」を加え、 に改 第三十五号を第三十六号とし、 兀 め、 + 「第 Ė 匹 条 同 + 項中第四十一号を第四十二号とし、  $\mathcal{O}$ 「第四十八条の五十」 八第 七 条 0) 四 項」 項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」 を を 「第 同 「第四十七条の十四」 匹 第三十二号か 条第九項」 を 十七条の 「第四十八条 を + 5 八 「同法第四十七条の三第九 第 第三十 第三十七号から第四十号までを一 に の六十四」に改 項」 改 め、 四号までを一号ず に 同 改 号を同 め、 め、 同 号を 項第三十一号とし、 同 『号を同り 7項又は に改め、 同 0 繰 項第三十二号と ŋ 下 項第三十 第四十七 号ずつに げ、 許 同 可 同 七 基 条 項

道路 法第四十七 条 の十第四 項の 規定により判定基準を定めること。

項第二十九号の次に次の一

号を加え

る。

十七 同 第八条第二 「又は第三十七号」 条の三第二項」 条第三項 中 項 中 「第三十三号若しくは第三十六号」 「第三十六号又は の 下 に に改め、 「又は第四 「第四十七条の三第二項」 第三十九号」 十七条の十一 を を 第一項」 「第三十七号又は第四十号」に、 「第三十四号若 の 下 に を加え、 「又は第四十七 しくは第三十七号」 「第一項第三十九号」を 条の + 「又は第三十六号」 に 第一 改 め 項」 「 第 を加え 項 第 第四

を

第四 で、 か ら第三十四号まで又は第三十六号から第四十一号まで」に、 四十号」 ら第三十六号まで及び 十一号まで」 に改め、 号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」を に改め、 同項ただし書中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、 第四十一号」 同 条第 五. 項中 に 改 「第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」 め、 同条第六項中 「第三十三号又は第三十四号」 「第九号から第四十号まで」 「第三十号まで、 同条第四項中 を を 「第二十九号ま 第三十二号か を 「第三十四号 「第九号か 第三十 兀

七 条の八第 第 九 条第 項第十 項後段」 を「第四十七条の十八第一項後段」 号 中 「第四 十 Ė 条  $\bigcirc$ 五. を 「第四十 に改め 七 条の十五」 る。 に 改 め、 同 項第十二号中 「第四十

号又は第三十五号」

に改

め、

同

条

第

九

項

中

「第三十七号」

を

「第三十八号」

に改

8

る。

第四 条 基 準等」 Ö) 法 第十七条第一項第二十一号中 + 第 [十七条の三第二項] の下に 兀 第四 の下 十七 項」 に 条の三第四 又 に改め、 は 判 [項若] 定 基準等」 同項中第三十八号を第三十九号とし、 しくは第五 「又は第四十七 「第四十七条の五」 を加え、 ゴ項又は 第四 同 条の十一 |条第-十七 を 九項」 「第四十七条の十五」に改め、 第 条 *(*) 項」 十 一 を 同 を加え、 第三十三号から第三十七号までを一号ず 第二項若 法第四 1十七条 しくは第三項」 「同条第四 の三第九 同項第二十五号中 項又は第 に改 項 又 め、 は 五. 第四 項」 十七 許 を 可

同

とし、 項第二十七号中 十三号とし、 つ繰り下げ、 同項第二十六号中 同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、 同項第三十二号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、 「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」 「第四十七条の 四 を 「第四十七条の十四」 に改め、 に改め、 同号を同項第二十七号とし 同号を同項第二十八号 同号を同項第三 同

同 項第二十五号の次に 次の一号を加 "える。

二十六

道路法第四

十七

条

 $\mathcal{O}$ 

十第

匹

項

の規定により判定基準を定めること。

号」に改め、 第十七条第二項中 「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、 「第二十九号、 第三十二号又は第三十五号」を「第三十号、 第三十三号又は第三十六 同項ただし 書中

第三十二号」を「第三十三号」に改める。

十 一 条の 第三十条第一項第六号中 号 中 四十八 「第四十八条の 第一 項」 を 四十六第一 「第四十八条の六十二第一項」に改め、 「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一 項」 を 「第四十八条の六十第一項」に改め、 同項第十三号中 第一項」に改め、 同 「第四十八条の 項第十二号中 四十九」 「第四十 同項第

を

「第四十八条の六十三」

に改める。

八

条 第 九  $\mathcal{O}$ 第三十 号中 兀 + 八 「 第 条第一 第 匹 項」 + 項第四1 八条 を *(*) 「第四十 号中 兀 一十六第 「第四 八条 項」 十七 の六十二第 条 を の 十 一 「第 兀 第一 項」 + 八条の六十 に改 項」 を め、 「第四 第 同 項第 項」 十七 十 に 条の二十 改め、 号 中 「第四 同 \_\_ 第 項 十八 第 十号中 項」 条 に  $\mathcal{O}$ 兀 改 十九」 第四 め、 十八 同 項

第四

十八

条

の六十三」

に

改め

る。

機 管 あ 又 三第六項」 (当 1理者」 構、 は に、 り、 第 該 公社管 五. 公社 道 + 同 「とあ とあ 条第 路 兀 に、 管 理 条 第 理 高 道 り、 る 六 項 路」」 道 O速 「及び」 路 並 は 項 自 中 で 動 び を 同 機 あ 0) に 車 「とあ 下に 第 る 条第九項」 同 玉 構 場合 条第四 道 等 五. 項」 又 り、 に は と あ 指 項  $\mathcal{O}$ 同 中 定 同 を 法 下 同 0 区 7 第 に 法 条 並 道 第 第 は 間 兀 並 地 内 匹 び 路 六 十 項」 方 + に 0 七  $\mathcal{U}$  $\mathcal{O}$ 道 七 同 道 条 に 国 路 道 · 条第· を 路管理者」  $\bigcirc$ 同 条 公社) 法第 に限  $\mathcal{O}$ 「とあ + 一第六 九 項 匹 る。 第 及び 項」 匹 り、 + とあ と 項 t が 中 同 に、 条 同 会社管! 法第 同 る 法  $\mathcal{O}$ 道 法 0) 第 + 第 路 匹 は 匹 並 匝 理 管 + + 第二項及び第三項」  $\mathcal{U}$ 理者」 機 + 高 Ł 12 七 之 条 七 同 速 構 条 道 等」 条  $\mathcal{O}$ 条  $\mathcal{O}$ とあ 路 + + 第  $\mathcal{O}$ で と + 九 る 第四 あ 第 項 第 る場  $\mathcal{O}$ 同 は 項 項 を 法 合 第 を 項 中 道 中 に に 匝 同 加 あ 路管 改 十七 当 条第 え、 道 該 つ 路 て 理 条 道 九 <del>\_</del> 管 は 者 路  $\mathcal{O}$ 項

理

者

国土

·交通·

大臣

で

あ

る道

路管

理者を除く。

以下この条及び次条第三項

に

お

1

て同

Ü

とあ

る

0

は

道 路 (高速 自動車 国道又は指定区間 内の 国道に限る。) が会社管理高速道路である場合にあつては 機 構

に、 公社管理道路である場合にあつては地方道路公社」」 を加え、 同条第二項中 「第四十七条の三第二 項

」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加える。

道

路

整備

事

業に係る

る国

0

財

政上

 $\mathcal{O}$ 

特別

措

置

に

関

する法律

(I) —

部改正)

第五 条 道 路 整 備 事 業 に · 係 る 玉  $\mathcal{O}$ 財 政 上  $\mathcal{O}$ 特 別 措 置に 関する法 律 昭 和三十三年法律第三十四号) の — 部を

次のように改正する。

第 条 事 業 を 7 V. を 「事業 に改め、 「含む。)」 の 下 に 並 びに道路  $\mathcal{O}$ 占用 に 関 するエ

道 路法第三十二条第一項第三号に掲げる自動 運 行 |補助 施 設 (第五条第 項にお いて単に · 「自 動運 行 補 助

施 設 という。) に係るものに限る。) に関する事業をいう。)」 を加える。

第四 条第 項 中 「区域」 の 下 に 「又は同法第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定により指定さ

れた歩行者利便増進道路の区域」を加える。

第七 条を第 八条とし、 第六条を第七条とし、 第五条を第六条とし、 第四条の次に次の 条を加える。

(自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付け)

事

第五 条 玉 は 都道. 府 県又は市 町 村 が道路法第三十二条第一項又は第三項 の規定による許可を受けて自 動

運 行 補 助 施 設を設置しようとする者に対 し自 動 郭運行補: 助 施 設 0) 設置 工 事 に要する費用に充てる資金を 無

利子で貸 し付ける場合にお いて、 その 貸付 け 0 条件が 次項  $\mathcal{O}$ 政令で定め る基準に適合しているときは

当該 貸付 け に必要な資 金 ∅– 部 を 無利子で当 該 都 道 府 県 文は 市 町 村 に貸 し付い け ることができる。

2 前 項 に 規 定す Ś 玉  $\mathcal{O}$ 貸 付 金 及 CK 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる国  $\mathcal{O}$ 貸 付 け É 係 る都 道 府 県 又 は 市 町 村  $\mathcal{O}$ 貸付 金に関

す んる償 還 方 法 そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要な貸り 付 け  $\mathcal{O}$ 条 件  $\mathcal{O}$ 基 準 に 0 1 7 は、 政令で定 め る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法 はは、 公布 の日から起算して六月を超えない範囲内におい て政令で定める日から施行する。

ただし、 次の 各号に掲げる規定は、 当該各号に定め る日 か 5 施行する。

第 条中 道路 法 第十 七 条  $\bigcirc$ 改 正 規定、 同 法 第二十七条 第三 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定、 同 法第四 1十八条  $\dot{O}$ 十九 の改

正 規定 並 び に 同 法 第 五. + · 条 第 一 五. 項 及び 第 五. + 条第三項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 並 び に第三条中 道 路整 備 特 別 措 置 法

第四 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 及び 同 法 第十 匹 条の 改 正 規 定 公布  $\mathcal{O}$ 日

第二条及び第四条並 びに附則第八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない 範囲内において政

令で定める日

(準備行為)

十六第

項

 $\bigcirc$ 

規定に

よる指定及びこれ

に関

L

必要な手続そ

の他

 $\mathcal{O}$ 

行

為

は、

前条第二号に掲

げ

る規

定の

施行

第二条 第二条 の規定による改正後 の道路法 (以下この条におい て 「新道路法」 という。) 第四十八条 。 四

 $\mathcal{O}$ 日 前 12 お 1 ても、 新道 路 法第四 1十八条の  $\mathcal{O}$ 兀 十六、 第 四 1十八条  $\mathcal{O}$ 兀 十七及び第四 + 八 条の 兀 + 八 第 項  $\mathcal{O}$ 

規定の例により行うことができる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第四 条 政府 は、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行後 五. 年を経過 L た場合において、 第一条か ら第四条までの 規定による改正

後  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 状 況 に 0 7 て検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

## (地方自治法の一部改正)

第五 条 地 方自 治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

別 表第一 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) の項第一号イ中 「第二十四条の二第一 項及び第三項」

 $\mathcal{O}$ 下に (第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。) 」 を、 「第四十七 条 の二第三項」

 $\mathcal{O}$ 下に 第 匹 十八条の三十五第 項」 を加い え、 同号 ハ 中 「第十七条第四 項 の 下 に 第四 十八条の二

十第三項及び第四十八条の二十二第一項」を加える。

(高速自動車国道法の一部改正)

第六条 高速 自 動 車 玉 道 法 (昭和三十二年法律第七十九号) の一部を次のように改正する。

第二十五条第一 項中 「又は第六号」を「、 第五号、 第七号又は第八号」に、 「又は第六十一条第二項」

を 第四十八条の三十五 第一項又は第六十一条第二項」に改める。

(踏切道改良促進法の一部改正)

第七 条 踏切 道 改良促 進 法 昭昭 和三十六年法律第 百 九十五号) 0 部を次の ように改 正する。

第四 [条第五 項 中 「第四十八条の二十三第一項」 を 「第四十八条 0 兀 十六第一 項」 に改 らめる。

第八条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第四条第五 項中 「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改める。

(道路法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 道路 法 の 一 部を改正する法律 (昭和三十 九年法律第百六十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

附 則第三項中 「第十七条第七項」 を 「第十七条第 八項」 に改める。

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第十条 日 本道 路公団等民営化関係 法 施行 法 平 成十六年 法律第百二号) の 一 部を次のように改正する。

第二十六条第二項中 「第二 項並びに」を 「第三項、」に、 「第五十九条まで」を 「第五十六条まで並び

に第五十八条から第六十条まで」に改める。

(高 [齢者、 障害者等の移 動等の円滑化の促進に関する法律の一 部改正)

第十一 条 高 齢 者、 障 害者等  $\dot{O}$ 移動等  $\bigcirc$ 円 滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号) の一部を

次のように改正する。

第二条第十一号中「第二条第二項第六号」 を 「第二条第二項第七号」 に改める。

#### 理由

路 合理  $\mathcal{O}$ 安全か  $\mathcal{O}$ 創 災害 設等 化、 復 特定 つ円滑が  $\mathcal{O}$ 措 旧 等 置 車  $\mathcal{O}$ ·両停 を講ずるとともに、 な道路交通の確保及び道路 国土交通大臣による権限代行制度 留 施設及び 自 動 頻 運 発す 行 補 る自 助 の効果的な利 施 1然災 設  $\mathcal{O}$ 害 道  $\mathcal{O}$ 拡 路 ^  $\mathcal{O}$ 用 充  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 対 附 推 措置を講ずる必要が 応を 属 物 進を図るため、 強 化す  $\mathcal{O}$ 追 るた 加、 め、 歩行 大型車 、ある。 者利 地方公共 便 両 これが、 増  $\mathcal{O}$ 団 通行 進 体 <u>道</u> が 路 に係る手続 管 この  $\mathcal{O}$ 指 理 法 す 定 律案 る道 制 度  $\mathcal{O}$ 

を提

出する理由である。